

# 町財政 弾力性を失いつつ硬直化進行

## 平成十九年度決算審査意見書要旨

平成十九年度須恵町一般会計、特別会計ならびに水道事業会計について、監査委員による決算審査が六月～八月にかけて実施され、その結果が意見書として八月二十八日、町長に提出されました。

### ◇一般会計◇

財政の健全性・弾力性を見るための分類として、その支出が任意に削減できない義務的経費、また道路・橋梁・学校・公営住宅等の建設に必要な行政水準の向上に直接寄与する投資的経費、そしてその他の経費がある。歳出総額に占める義務的経費の割合が低く、建

設事業費等の投資的経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が大きく、健全な財政であると言える。

十九年度は、十八年度に比べて投資的経費で率が大幅に減ったが、シェア（占める割合）が低い。そのため影響は少なく、義務的経費のシェアは高く、財政の硬直化が続いているものと言える。

十九年度の当初予算では、財政調整基金及び減債基金の取崩を八億二千万円計上していたが、税源移譲による町民税の増収が約二億二千三百万円、地方交付税が当初予算に対し二億四千七百万円の

増収、及び不動産の売却等による財産売却収入が三億三千二百万円等で、取崩額が五千万円のみとなり、基金全体では十八年度に比べて約三億五千二百万円増えている。

しかし、財政状況は依然として厳しい状況にあり、今後も一層の経費節減と住民への福祉の増進に努め、行財政の推進を図ることが肝要であると思われる。

### ◇国民健康保険 特別会計◇

国民健康保険への新たな加入者は見込めず、収入の確保が難しく歳出でも増え続ける医療費で赤

字決算となり一般会計からの繰入れを余儀なくされている。このような厳しい状況のもと、保険税の収納向上のため町民に保険の仕組みや重要性を認識してもらい、安心して生活できる環境にして欲しいものである。



町長に決算審査意見書を提出する  
本園監査委員（写真中央）と貝原監査委員（写真左）

◇公共下水道事業 特別会計◇  
十九年度は、下水道事業計画により幹線管渠築造工事が先行し、面整備施工が若干遅れる状況下であったため、自主財源である負担金・下水道使用料等の収入増が期待できなかった。  
今後は、下水道工事を

更に進め普及率の拡大が期待される。  
また、下水道普及率は十八年度に比べて三・六ポイントの増に対し、水洗化率は二ポイントの増に止まっているので、水洗化推進に努めるべきである。  
なお、財政状況は厳しいなかであるが、下水道は生活基盤産業の一貫であるため鋭意推進していくべきである。

### ◇水道事業会計◇

十九年六月より水道料金を改定し、給水収益は前年に比べて約九ポイントアップしたが事業費用は前年並みで推移し、決算では前年同様損失を計上した。  
二十年度以降も厳しい経営環境が続くものと思われ、諸経費の節減に一層取り組み、公共の福祉を増進するよう努めることが望まれる。

# 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」公布

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。
- 早期健全化、財政再生等の基準を定める政令を平成19年12月28日に公布。

監査委員は平成19年度の決算から財政健全化審査及び経営健全化審査を実施しなければならぬことになりました。



	早期健全化基準	財政再生基準
○ <b>実質赤字比率</b> ・一般会計等の実質赤字の比率	都道府県：3.75% 市町村：財政規模に応じ11.25～15%	都道府県：5% 市町村：20%
○ <b>連結実質赤字比率</b> ・全ての会計の実質赤字の比率	都道府県：8.75% 市町村：財政規模に応じ16.25～20%	都道府県：15% 市町村：30%
○ <b>実質公債費比率</b> ・公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	都道府県・市町村：25%	都道府県・市町村：35%
○ <b>将来負担比率</b> ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	—
○ <b>公営企業における資金不足比率</b> ・公営企業ごとの資金不足の比率	20%	—

平成19年度 健全化判断比率 単位(%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
須恵町の算定値	—	—	14.7	105.1
(参考：黒字比率△)	(△2.37)	(△10.33)		

※実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示、参考として黒字額の比率を△で記載 単位(%)

	15.00	20.00	25.0	350.0
早期健全化基準				
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

平成19年度 公営企業の資金不足比率 単位(%)

特別会計の名称	資金不足比率	(参考：資金剰余比率△)	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	(△77.4)	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	(△ 3.5)	
水道事業会計	—	(△34.3)	

※資金不足がない場合は、「—」で表示、参考として資金剰余額の比率を△で記載

※いずれの指標も健全化基準を下まわっているため、健全であるといえる。

### 監査委員の審査意見

- (1) 健全化判断比率及び資金不足比率の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に行われている。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が、決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されている。
- (3) 決算書の数値以外に算定に必要な統計数値の帳票の管理が十分になされている。